

帯広市地域防災計画（地震災害対策編）新旧対照表（平成30年2月）

添付資料1-②

掲載頁	旧	新	備考																				
第1章 第2節 1頁	第2節 計画の <u>性格</u> <u>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定に基づき作成されている。「帯広市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、帯広市防災会議が作成する。</u>	第2節 計画の <u>構成</u> <u>帯広市地域防災計画は本編の他、「一般災害対策編」及び「資料編」から構成する。</u>	一般災害対策編に合わせた変更																				
第1章 第4節	(2) 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局帯広空港出張所</td> <td>①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②<u>飛行場及び航空保安施設の管理の監督</u>を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>帯広測候所</td> <td>①<u>気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。</u> ②<u>観測成果を解析・総合し、予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等を発表すること。</u> ③<u>災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。</u> ④<u>防災知識の普及及び指導を行うこと。</u></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ② <u>飛行場及び航空保安施設の管理の監督</u> を行うこと。	帯広測候所	① <u>気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。</u> ② <u>観測成果を解析・総合し、予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等を発表すること。</u> ③ <u>災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。</u> ④ <u>防災知識の普及及び指導を行うこと。</u>	(省略)	(省略)	(2) 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>東京航空局帯広空港出張所</td> <td>①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>釧路地方気象台 帯広測候所</td> <td>①<u>地震、津波の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u> ② <u>地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u> ③ <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> ④ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> ⑤ <u>地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。	釧路地方気象台 帯広測候所	① <u>地震、津波の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u> ② <u>地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u> ③ <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> ④ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> ⑤ <u>地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</u>	(省略)	(省略)	現状に合わせた変更 北海道地域防災計画の記載に合わせた変更
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ② <u>飛行場及び航空保安施設の管理の監督</u> を行うこと。																						
帯広測候所	① <u>気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。</u> ② <u>観測成果を解析・総合し、予報（注意報を含む。）、警報、並びに情報等を発表すること。</u> ③ <u>災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。</u> ④ <u>防災知識の普及及び指導を行うこと。</u>																						
(省略)	(省略)																						
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。																						
釧路地方気象台 帯広測候所	① <u>地震、津波の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u> ② <u>地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</u> ③ <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> ④ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</u> ⑤ <u>地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</u>																						
(省略)	(省略)																						
5頁	(4) 北海道 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝総合振興局 (地域<u>政策</u>部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	十勝総合振興局 (地域 <u>政策</u> 部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	(省略)	(省略)	(省略)	(4) 北海道 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝総合振興局 (地域<u>創生</u>部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	十勝総合振興局 (地域 <u>創生</u> 部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	(省略)	(省略)	(省略)	組織改正による変更								
機関名	事務又は業務																						
十勝総合振興局 (地域 <u>政策</u> 部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	(省略)																						
(省略)	(省略)																						
機関名	事務又は業務																						
十勝総合振興局 (地域 <u>創生</u> 部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	(省略)																						
(省略)	(省略)																						
6頁	(6) 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株)<u>北海道支社</u> 上士幌電力所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	電源開発(株) <u>北海道支社</u> 上士幌電力所	(省略)	(省略)	(省略)	(6) 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株) 上士幌電力所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	(省略)	(省略)	電源開発(株) 上士幌電力所	(省略)	(省略)	(省略)	組織改正による変更				
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
電源開発(株) <u>北海道支社</u> 上士幌電力所	(省略)																						
(省略)	(省略)																						
機関名	事務又は業務																						
(省略)	(省略)																						
電源開発(株) 上士幌電力所	(省略)																						
(省略)	(省略)																						

7 頁	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table border="1" data-bbox="290 184 1430 277"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(省略)	(省略)	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table border="1" data-bbox="1507 184 2647 365"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>(一社) 帯広市社会福祉協議会</u></td> <td><u>①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</u></td> </tr> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(省略)	(省略)	<u>(一社) 帯広市社会福祉協議会</u>	<u>①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</u>	協定締結に伴う変更											
機 関 名	事 務 又 は 業 務																							
(省略)	(省略)																							
機 関 名	事 務 又 は 業 務																							
(省略)	(省略)																							
<u>(一社) 帯広市社会福祉協議会</u>	<u>①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。</u>																							
第2章 第5節 26 頁	(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況 <table border="1" data-bbox="290 487 1430 579"> <tr> <th>協 定 の 名 称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> <tr> <td colspan="3">(省略)</td> </tr> </table>	協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(省略)			(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況 <table border="1" data-bbox="1507 487 2647 852"> <tr> <th>協 定 の 名 称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> <tr> <td colspan="3">(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定</u></td> <td><u>北海道森紙業株式会社帯広工場</u></td> <td><u>平成 29 年 8 月 22 日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定</u></td> <td><u>マックスバリュ北海道株式会社</u></td> <td><u>平成 29 年 10 月 13 日</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定</u></td> <td><u>株式会社サンドラッグプラス</u></td> <td><u>平成 30 年 1 月 5 日</u></td> </tr> </table>	協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(省略)			<u>災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定</u>	<u>北海道森紙業株式会社帯広工場</u>	<u>平成 29 年 8 月 22 日</u>	<u>災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定</u>	<u>マックスバリュ北海道株式会社</u>	<u>平成 29 年 10 月 13 日</u>	<u>災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定</u>	<u>株式会社サンドラッグプラス</u>	<u>平成 30 年 1 月 5 日</u>	協定締結に伴う変更
協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																						
(省略)																								
協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																						
(省略)																								
<u>災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定</u>	<u>北海道森紙業株式会社帯広工場</u>	<u>平成 29 年 8 月 22 日</u>																						
<u>災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定</u>	<u>マックスバリュ北海道株式会社</u>	<u>平成 29 年 10 月 13 日</u>																						
<u>災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定</u>	<u>株式会社サンドラッグプラス</u>	<u>平成 30 年 1 月 5 日</u>																						
第2章 第6節 27 頁	1 基本的な考え方 市及び防災関係機関は、地震災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める <u>ものとする</u> 。 また、地震災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。	1 基本的な考え方 市及び防災関係機関は、地震災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努める <u>とともに、企業、NPO 等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする</u> 。 また、地震災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。	北海道地域防災計画の変更																					
第2章 第7節 31 頁	4 組織の活動 (2) 非常時及び災害時の活動 ア～エ (省略)  <u>オ</u> 給食・救援物資の配布及びその協力 (省略)	4 組織の活動 (2) 非常時及び災害時の活動 ア～エ (省略) <u>オ 避難所の運営</u> <u>避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</u> <u>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版 (Do はぐ) 等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</u> <u>カ</u> 給食・救援物資の配布及びその協力 (省略)	北海道地域防災計画の変更																					

<p>第2章 第8節 35頁</p>	<p><b>2 避難場所・避難所等の確保</b> (追加)</p>	<p><b>2 避難場所・避難所等の確保</b> <u>(8) その他</u> 市は、車での避難などに対応するため、市有施設の駐車場のほか、災害協定を締結すること等により、民間施設の駐車場を利用する体制の整備に取り組むものとする。</p>	<p>協定締結に伴う変更</p>
<p>第2章 第9節 37頁</p>	<p><b>1 安全対策</b> (1) 市の対策 ア 災害時要援護者対象者台帳(以下「要援護者台帳」という。)の作成。 要援護者台帳作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。 (ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲 (省略) <u>⑥</u> その他、避難支援が必要と認められる方</p>	<p><b>1 安全対策</b> (1) 市の対策 ア 災害時要援護者対象者台帳(以下「要援護者台帳」という。)の作成。 要援護者台帳作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。 (ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲 (省略) <u>⑥ 指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている方</u> <u>⑦</u> その他、避難支援が必要と認められる方</p>	<p>おびひろ避難支援プランの変更</p>
<p>第3章 第1節 59頁</p>	<p><b>3 帯広市災害対策本部</b> 帯広市災害対策本部(以下「本部」という。)は、災害対策基本法及び帯広市災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)、帯広市災害対策本部条例施行規則(平成6年規則第37号)に基づいて、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、市防災会議と密接な連絡のもとに、災害応急対策を実施する。</p>	<p><b>3 帯広市災害対策本部</b> 帯広市災害対策本部(以下「本部」という。)は、災害対策基本法及び帯広市災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)、帯広市災害対策本部条例施行規則(平成6年規則第37号)に基づいて、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、市防災会議と密接な連絡のもとに、災害応急対策を実施する。 <u>市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u></p>	<p>北海道地域防災計画の変更</p>
<p>第3章 第2節 76頁</p>	<p><b>8 帯広空港無線局</b> (1) 基地局 1局 (2) 移動局 33局(車載型 <u>18</u>局 携帯型 <u>15</u>局)</p>	<p><b>8 帯広空港無線局</b> (1) 基地局 1局 (2) 移動局 <u>40</u>局(車載型 <u>24</u>局 携帯型 <u>16</u>局)</p>	<p>現状に合わせた変更</p>
<p>第3章 第4節 90頁</p>	<p><b>3 避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始の周知</b> 市は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できる<u>など</u>、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、<u>放送設備</u>、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、インターネットなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p>	<p><b>3 避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始の周知</b> 市は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できる<u>ように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、インターネットなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</u></p>	<p>北海道地域防災計画の変更</p>

91 頁	<p><b>4 避難方法</b></p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p>また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p>	<p><b>4 避難方法</b></p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p><u>市は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p>	北海道地域防災計画の変更
	<p><b>7 避難所の開設</b></p> <p>(1) 市は、発災時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>また、</u>必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p>	<p><b>7 避難所の開設</b></p> <p>(1) 市は、発災時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。<u>また、災害時要援護者のため、福祉避難所を開設するものとする。</u></p> <p>必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p>	北海道地域防災計画の変更
92 頁	<p><b>8 避難所の運営管理等</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p><u>(4) 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるも</u></p>	<p><b>8 避難所の運営管理等</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、<u>町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者</u>等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p><u>また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態と二</u></p>	北海道地域防災計画の変更

のとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(6) (省略)

(7) (省略)

(8) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(9) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

一ズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(7) (省略)

(8) (省略)

(9) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要援護者等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

(10) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職員 団員 数	水槽付 消防ポンプ 自動車	消防ポンプ 自動車	特殊車				高規格 救急車	指 揮 車	その 他 車 両	合 計	
				小型動力 ポンプ付 水槽車	はしご 車	屈折はしご 車	化 学 車					救 助 工 作 車
とちがひ広域消防局	68									4	4	
帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	5	25
本署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	4	13
緑ヶ丘出張所	12	1										1
西出張所	12	1										1
南出張所	26	1		1				1				3
大正出張所	14	1						1				2
東出張所	20	1						1				2
森の里出張所	20						1	1				2
川西分遣所	2										1	1
帯広市消防団	352	7	5									12
本部	7											
桜華分団	20											
帯広第1分団	27		1									1
帯広第2分団	26		1									1
帯広第3分団	24		1									1
帯広第4分団	32		1									1
帯広第5分団	28		1									1
川西第1分団	26	1										1
川西第2分団	27	1										1
川西第3分団	27	1										1
川西第4分団	25	1										1
川西第5分団	21	1										1
大正第1分団	38	1										1
大正第2分団	24	1										1

※ 平成28年4月1日現在。

※ とちがひ広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職員 団員 数	水槽付 消防ポンプ 自動車	消防ポンプ 自動車	特殊車				高規格 救急車	指 揮 車	その 他 車 両	合 計	
				小型動力 ポンプ付 水槽車	はしご 車	屈折はしご 車	化 学 車					救 助 工 作 車
とちがひ広域消防局	68									4	4	
帯広消防署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	5	25
本署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	4	13
緑ヶ丘出張所	12	1										1
西出張所	12	1										1
南出張所	26	1		1				1				3
大正出張所	14	1						1				2
東出張所	20	1						1				2
森の里出張所	20						1	1				2
川西分遣所	2										1	1
帯広市消防団	343	7	5									12
本部	7											
桜華分団	21											
帯広第1分団	29		1									1
帯広第2分団	26		1									1
帯広第3分団	25		1									1
帯広第4分団	32		1									1
帯広第5分団	24		1									1
川西第1分団	25	1										1
川西第2分団	24	1										1
川西第3分団	24	1										1
川西第4分団	25	1										1
川西第5分団	20	1										1
大正第1分団	38	1										1
大正第2分団	23	1										1

※ 平成29年4月1日現在。

※ とちがひ広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

現状に合わせた変更

102 頁	<p>(3) 水 利</p> <table border="1" data-bbox="290 184 1397 464"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公 設</td> <td style="color: red;">1,743</td> <td rowspan="2" style="color: red;">1,830</td> </tr> <tr> <td>私 設</td> <td style="color: red;">87</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公 設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私 設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公 設</td> <td colspan="2">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 <u>28</u> 年 4 月 1 日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公 設	1,743	1,830	私 設	87	防 火 水 槽	公 設	47	130	私 設	83	井 戸	公 設	43		<p>(3) 水 利</p> <table border="1" data-bbox="1507 184 2614 464"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公 設</td> <td style="color: red;">1,741</td> <td rowspan="2" style="color: red;">1,829</td> </tr> <tr> <td>私 設</td> <td style="color: red;">88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公 設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私 設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公 設</td> <td colspan="2">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公 設	1,741	1,829	私 設	88	防 火 水 槽	公 設	47	130	私 設	83	井 戸	公 設	43		現状に合わせた変更
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公 設	1,743	1,830																																								
	私 設	87																																									
防 火 水 槽	公 設	47	130																																								
	私 設	83																																									
井 戸	公 設	43																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公 設	1,741	1,829																																								
	私 設	88																																									
防 火 水 槽	公 設	47	130																																								
	私 設	83																																									
井 戸	公 設	43																																									
第 3 章 第 8 節 108-1 頁	<p><b>4 緊急輸送道路ネットワーク計画</b></p> <p>(1) 計画内容</p> <p>ア 対象地域 道内全域</p> <p>イ 対象道路 既設道路及び概ね <u>平成 27 年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。</u></p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>10.710 km</u> に上っている。</p> <p>ア 第 1 次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路 (道路延長 <u>6.908 km</u>)</p> <p>イ 第 2 次緊急輸送道路ネットワーク 第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路 (道路延長 <u>3.560 km</u>)</p> <p>ウ 第 3 次緊急輸送道路ネットワーク 第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 (道路延長 <u>243 km</u>)</p>	<p><b>4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画</b></p> <p>(1) 計画内容</p> <p>ア 対象地域 道内全域</p> <p>イ 対象道路 既設道路及び概ね <u>5 ヶ年以内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。</u></p> <p>(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>10.942.2 km</u> に上っている。</p> <p>ア 第 1 次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路 (道路延長 <u>7.092.3 km</u>)</p> <p>イ 第 2 次緊急輸送道路ネットワーク 第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路 (道路延長 <u>3.579.1 km</u>)</p> <p>ウ 第 3 次緊急輸送道路ネットワーク 第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 (道路延長 <u>270.8 km</u>)</p>	北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書に合わせた変更																																								
第 3 章 第 13 節 127 頁	<p><b>1 実施責任</b></p> <p>(1) 帯広市 (<u>下</u>水道区域：上下水道部、簡易水道区域：農政部) 給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。</p> <p><b>3 応急給水に伴う用語の定義</b></p> <p>(5) 運搬給水基地 運搬給水のための水を積み込む場所をいう。(稲田浄水場)</p>	<p><b>1 実施責任</b></p> <p>(1) 帯広市 (<u>上</u>水道区域：上下水道部、簡易水道区域：農政部) 給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。</p> <p><b>3 応急給水に伴う用語の定義</b></p> <p>(5) 運搬給水基地 運搬給水のための水を積み込む場所をいう。(稲田浄水場、<u>南町配水場</u>)</p>	文言訂正  現状に合わせた変更																																								

130 頁	<p><b>6 運搬給水計画</b>  (2) 運搬給水用機材の備蓄計画  運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。  現在の備蓄内容は、次のとおりである。(備蓄場所：稲田浄水場)</p> <table border="1" data-bbox="290 367 1424 556"> <thead> <tr> <th>機材名</th> <th>形状・規格</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク</td> <td>2 m<sup>3</sup></td> <td>5 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> <td><u>1</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機材名	形状・規格	数量	備考	給水タンク	2 m <sup>3</sup>	5 基		〃	1 m <sup>3</sup>	<u>1</u> 基		(省略)				<p><b>6 運搬給水計画</b>  (2) 運搬給水用機材の備蓄計画  運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。  現在の備蓄内容は、次のとおりである。(備蓄場所：稲田浄水場)</p> <table border="1" data-bbox="1507 367 2641 556"> <thead> <tr> <th>機材名</th> <th>形状・規格</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク</td> <td>2 m<sup>3</sup></td> <td>5 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> <td><u>21</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機材名	形状・規格	数量	備考	給水タンク	2 m <sup>3</sup>	5 基		〃	1 m <sup>3</sup>	<u>21</u> 基		(省略)				現状に合わせた変更																																			
機材名	形状・規格	数量	備考																																																																			
給水タンク	2 m <sup>3</sup>	5 基																																																																				
〃	1 m <sup>3</sup>	<u>1</u> 基																																																																				
(省略)																																																																						
機材名	形状・規格	数量	備考																																																																			
給水タンク	2 m <sup>3</sup>	5 基																																																																				
〃	1 m <sup>3</sup>	<u>21</u> 基																																																																				
(省略)																																																																						
第3章 第17節 141 頁	<p><b>2 供給停止等の措置</b>  ガス供給状況  <u>《供給ブロック》</u></p> <table border="1" data-bbox="350 751 1252 1033"> <thead> <tr> <th><u>大ブロック</u></th> <th><u>中ブロック</u></th> <th><u>供給世帯</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><u>*都市ガス地区</u></td> </tr> <tr> <td><u>根室本線北側地区</u></td> <td><u>6地区</u></td> <td><u>7, 228</u></td> </tr> <tr> <td><u>根室本線南側ウツベツ川西地区</u></td> <td><u>7地区</u></td> <td><u>11, 506</u></td> </tr> <tr> <td><u>根室本線南側ウツベツ川東地区</u></td> <td><u>8地区</u></td> <td><u>9, 847</u></td> </tr> <tr> <td><u>*都市ガス計</u></td> <td><u>21地区</u></td> <td><u>28, 581</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成<u>25</u>年<u>10</u>月<u>31</u>日現在</p> <table border="1" data-bbox="350 1201 1252 1339"> <thead> <tr> <th colspan="3"><u>*LPガス集中供給地区</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大空地区</u></td> <td><u>1地区</u></td> <td><u>1, 842</u></td> </tr> <tr> <td><u>*LPガス集中供給地区計</u></td> <td><u>1地区</u></td> <td><u>1, 842</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成<u>25</u>年<u>10</u>月<u>31</u>日現在</p> <p><b>3 復旧対策</b>  (2) 停止は設定してある<u>大</u>ブロック<u>地区</u>、<u>中</u>ブロック<u>地区</u>ごとに停止する。</p>	<u>大ブロック</u>	<u>中ブロック</u>	<u>供給世帯</u>	<u>*都市ガス地区</u>			<u>根室本線北側地区</u>	<u>6地区</u>	<u>7, 228</u>	<u>根室本線南側ウツベツ川西地区</u>	<u>7地区</u>	<u>11, 506</u>	<u>根室本線南側ウツベツ川東地区</u>	<u>8地区</u>	<u>9, 847</u>	<u>*都市ガス計</u>	<u>21地区</u>	<u>28, 581</u>	<u>*LPガス集中供給地区</u>			<u>大空地区</u>	<u>1地区</u>	<u>1, 842</u>	<u>*LPガス集中供給地区計</u>	<u>1地区</u>	<u>1, 842</u>	<p><b>2 供給停止等の措置</b>  ガス供給状況  <u>都市ガス地区</u></p> <table border="1" data-bbox="1543 751 2617 1079"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>単位ブロック名</u></th> <th><u>復旧ブロック数</u></th> <th><u>供給戸数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>根室本線北側地区</u></td> <td><u>Aブロック</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>5, 866</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウツベツ川東・鉄南地区</u></td> <td><u>Bブロック</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>5, 146</u></td> </tr> <tr> <td><u>稲田・清流・南の森地区</u></td> <td><u>Cブロック</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>3, 472</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウツベツ川西・啓西地区</u></td> <td><u>Dブロック</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>4, 770</u></td> </tr> <tr> <td><u>自由が丘・西帯広地区</u></td> <td><u>Eブロック</u></td> <td><u>4</u></td> <td><u>5, 940</u></td> </tr> <tr> <td><u>都市ガス地区合計</u></td> <td><u>5ブロック</u></td> <td><u>21</u></td> <td><u>25, 194</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成<u>29</u>年<u>11</u>月<u>30</u>日現在</p> <p><u>LPガス集中供給地区</u></p> <table border="1" data-bbox="1561 1213 2623 1352"> <thead> <tr> <th></th> <th><u>単位ブロック名</u></th> <th><u>復旧ブロック数</u></th> <th><u>供給戸数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大空地区</u></td> <td><u>0ブロック</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1, 465</u></td> </tr> <tr> <td><u>大空地区合計</u></td> <td><u>1ブロック</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1, 465</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成<u>29</u>年<u>11</u>月<u>30</u>日現在</p> <p><b>3 復旧対策</b>  (2) 停止は設定してある<u>単位</u>ブロック、<u>復旧</u>ブロックごとに停止する。</p>		<u>単位ブロック名</u>	<u>復旧ブロック数</u>	<u>供給戸数</u>	<u>根室本線北側地区</u>	<u>Aブロック</u>	<u>5</u>	<u>5, 866</u>	<u>ウツベツ川東・鉄南地区</u>	<u>Bブロック</u>	<u>5</u>	<u>5, 146</u>	<u>稲田・清流・南の森地区</u>	<u>Cブロック</u>	<u>3</u>	<u>3, 472</u>	<u>ウツベツ川西・啓西地区</u>	<u>Dブロック</u>	<u>4</u>	<u>4, 770</u>	<u>自由が丘・西帯広地区</u>	<u>Eブロック</u>	<u>4</u>	<u>5, 940</u>	<u>都市ガス地区合計</u>	<u>5ブロック</u>	<u>21</u>	<u>25, 194</u>		<u>単位ブロック名</u>	<u>復旧ブロック数</u>	<u>供給戸数</u>	<u>大空地区</u>	<u>0ブロック</u>	<u>1</u>	<u>1, 465</u>	<u>大空地区合計</u>	<u>1ブロック</u>	<u>1</u>	<u>1, 465</u>	現状に合わせた変更
<u>大ブロック</u>	<u>中ブロック</u>	<u>供給世帯</u>																																																																				
<u>*都市ガス地区</u>																																																																						
<u>根室本線北側地区</u>	<u>6地区</u>	<u>7, 228</u>																																																																				
<u>根室本線南側ウツベツ川西地区</u>	<u>7地区</u>	<u>11, 506</u>																																																																				
<u>根室本線南側ウツベツ川東地区</u>	<u>8地区</u>	<u>9, 847</u>																																																																				
<u>*都市ガス計</u>	<u>21地区</u>	<u>28, 581</u>																																																																				
<u>*LPガス集中供給地区</u>																																																																						
<u>大空地区</u>	<u>1地区</u>	<u>1, 842</u>																																																																				
<u>*LPガス集中供給地区計</u>	<u>1地区</u>	<u>1, 842</u>																																																																				
	<u>単位ブロック名</u>	<u>復旧ブロック数</u>	<u>供給戸数</u>																																																																			
<u>根室本線北側地区</u>	<u>Aブロック</u>	<u>5</u>	<u>5, 866</u>																																																																			
<u>ウツベツ川東・鉄南地区</u>	<u>Bブロック</u>	<u>5</u>	<u>5, 146</u>																																																																			
<u>稲田・清流・南の森地区</u>	<u>Cブロック</u>	<u>3</u>	<u>3, 472</u>																																																																			
<u>ウツベツ川西・啓西地区</u>	<u>Dブロック</u>	<u>4</u>	<u>4, 770</u>																																																																			
<u>自由が丘・西帯広地区</u>	<u>Eブロック</u>	<u>4</u>	<u>5, 940</u>																																																																			
<u>都市ガス地区合計</u>	<u>5ブロック</u>	<u>21</u>	<u>25, 194</u>																																																																			
	<u>単位ブロック名</u>	<u>復旧ブロック数</u>	<u>供給戸数</u>																																																																			
<u>大空地区</u>	<u>0ブロック</u>	<u>1</u>	<u>1, 465</u>																																																																			
<u>大空地区合計</u>	<u>1ブロック</u>	<u>1</u>	<u>1, 465</u>																																																																			
第3章 第18節 143 頁	<p>災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話(株)<u>帯広</u>支店は、各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は次に定めるところによる。</p> <p>災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話(株)<u>北海道東</u>支店は、各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は次に定めるところによる。</p>		支店名の変更																																																																			
第3章 第21節 149 頁	<p><b>1 実施責任</b>  (2) 市町村</p>	<p><b>1 実施責任</b>  (2) 市町村</p>	組織改正によ																																																																			

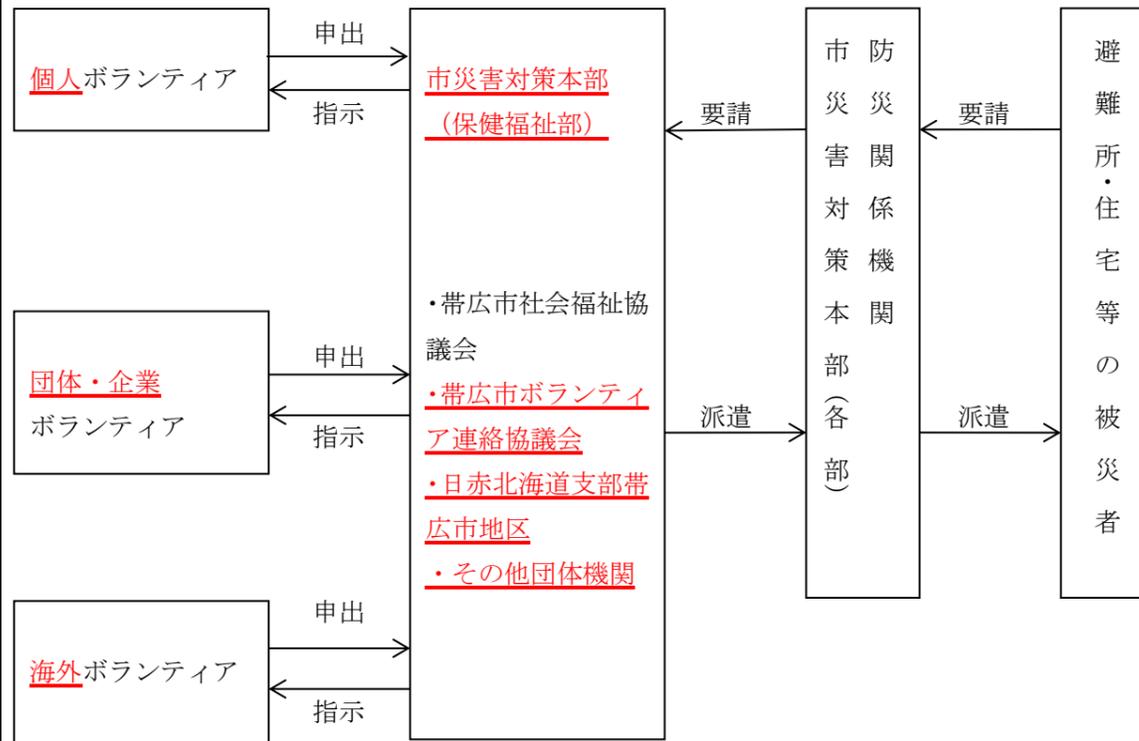
	<p>イ 市長（保健福祉部保健班）は、十勝総合振興局保健環境部保健<u>福祉</u>室の指導のもとと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p> <p><b>3 防疫の種別と方法</b></p> <p>(1) 消毒活動</p> <p>イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、<u>逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等をいう。）</u>を用い1日1回以上実施する。</p> <p>(2) 各世帯における家屋等の消毒</p> <p>ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は<u>逆性石鹼</u>を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。</p> <p>イ 水洗便所は、<u>逆性石鹼</u>で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。</p> <p>(3) 検病及び検水調査並びに健康診断</p> <p>避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部保健<u>福祉</u>室の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 臨時予防接種</p> <p>災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振興局保健環境部保健<u>福祉</u>室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。</p> <p><b>4 感染症患者等の発生時における対応</b></p> <p>市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝総合振興局保健環境部保健<u>福祉</u>室と速やかに連携して対応するものとする。</p> <p><b>5 防疫用資器材の調達</b></p> <p>防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健<u>福祉</u>室又は隣接市町村より借用するものとする。</p>	<p>イ 市長（保健福祉部保健班）は、十勝総合振興局保健環境部保健<u>行政</u>室の指導のもとと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p> <p><b>3 防疫の種別と方法</b></p> <p>(1) 消毒活動</p> <p>イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>を用い1日1回以上実施する。</p> <p>(2) 各世帯における家屋等の消毒</p> <p>ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の<u>消</u>石灰を散布するよう指導する。</p> <p>イ 水洗便所は、<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。</p> <p>(3) 検病及び検水調査並びに健康診断</p> <p>避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部保健<u>行政</u>室の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 臨時予防接種</p> <p>災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振興局保健環境部保健<u>行政</u>室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。</p> <p><b>4 感染症患者等の発生時における対応</b></p> <p>市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝総合振興局保健環境部保健<u>行政</u>室と速やかに連携して対応するものとする。</p> <p><b>5 防疫用資器材の調達</b></p> <p>防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健<u>行政</u>室又は隣接市町村より借用するものとする。</p>	<p>る変更</p> <p>保健所作成資料の変更</p> <p>組織改正による変更</p>																																										
<p>第3章 第22節 152頁</p>	<p><b>7 清掃等施設状況</b></p> <p>(1) ごみ処理・ごみ埋立</p> <p style="text-align: right;">(十勝環境複合事務組合)</p> <table border="1" data-bbox="281 1627 1409 1984"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>池田町字美加登 279-10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m <sup>2</sup>		<p><b>7 清掃等施設状況</b></p> <p>(1) ごみ処理・ごみ埋立</p> <p style="text-align: right;">(十勝環境複合事務組合)</p> <table border="1" data-bbox="1498 1627 2626 1984"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>池田町字美加登 279-10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 m<sup>2</sup></td> <td><u>37-3550</u> <u>(くりりんセンター)</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m <sup>2</sup>	<u>37-3550</u> <u>(くりりんセンター)</u>	<p>記述の追加</p>
名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																								
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550																																								
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																									
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m <sup>2</sup>																																									
名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																								
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550																																								
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																									
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m <sup>2</sup>	<u>37-3550</u> <u>(くりりんセンター)</u>																																								

	<p>(3) 死亡獣畜<u>処理場</u></p> <table border="1" data-bbox="278 186 1377 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理能力</th> <th>管理主体</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝化成工場</td> <td>中札内村元札内東2線</td> <td>15t/D</td> <td>十勝農協連</td> <td>69 - 4121</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理能力	管理主体	電話番号	十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69 - 4121	<p>(3) 死亡獣畜<u>取扱場</u></p> <table border="1" data-bbox="1495 186 2594 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理能力</th> <th>管理主体</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝化成工場</td> <td>中札内村元札内東2線</td> <td>15t/D</td> <td>十勝農協連</td> <td>69 - 4121</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理能力	管理主体	電話番号	十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69 - 4121	<p>文言訂正</p>
名称	所在地	処理能力	管理主体	電話番号																			
十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69 - 4121																			
名称	所在地	処理能力	管理主体	電話番号																			
十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69 - 4121																			
<p>第3章 第30節 175頁</p>	<p><b>第30節 <u>防災</u>ボランティアとの連携計画</b> 大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。</p> <p><b>1 行政とボランティアの役割</b> (省略)</p> <p><b>2 ボランティア団体等の協力</b> 市及び防災関係機関は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策の実施について、<u>労務</u>の協力を受けるものとする。</p> <p><b>3 ボランティアの受入</b> 市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに<u>対</u>する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、<u>調整等その受入れ体制を確保するよう</u>努めるものとする。 また、<u>市及び関係団体は</u>、ボランティアの受入れに当たって、高齢者<u>介護</u>や、外国人との<u>会話力</u>等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、<u>ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう</u>支援に努めるものとする。</p> <p><b>4 ボランティアの活動</b> ボランティアに依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略) (2) (省略)</p>	<p><b>第30節 <u>災害</u>ボランティアとの連携計画</b> 大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための<u>帯広市社会福祉協議会</u>、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。</p> <p><b>1 行政とボランティアの役割</b> (省略)</p> <p><b>2 ボランティア団体等の協力</b> 市及び防災関係機関は、<u>帯広市社会福祉協議会</u>、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策<u>等</u>の実施について協力を求めるものとする。 <u>なお、災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めるときは、「帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び「帯広市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、帯広市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、帯広市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。</u></p> <p><b>3 ボランティアの受入</b> 市、<u>帯広市社会福祉協議会</u>及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア<u>活動</u>に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、<u>及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入れ体制の確保に</u>努めるものとする。 また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や<u>障がい者等への支援</u>や、外国人との<u>コミュニケーション</u>等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、<u>その活動が円滑に行われるよう必要な</u>支援に努めるものとする。</p> <p><b>4 ボランティアの活動</b> ボランティアに依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。 <u>なお、ボランティアの登録は災害ボランティアセンターで行い、災害ボランティアセンターによるボランティアの派遣は一般ボランティアを基本とし、専門ボランティアについては市災害対策本部と連携を取りながら調整を行う。</u></p> <p>(1) (省略) (2) (省略)</p>	<p>協定締結に伴う変更</p>																				

5 ボランティア活動の環境整備

市は、日赤北海道支部帯広市地区、帯広市社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるものとする。

受入体系図



5 ボランティア活動の環境整備

市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においては、市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動が迅速かつ的確に行われるよう、災害ボランティアセンターの円滑な運営に努めるものとする。

受入体系図

